

ＳＩＰ次世代海洋資源調査技術推進委員会・調査検討ワーキンググループ運営規則  
(案)

平成 26 年 7 月 3 日  
次世代海洋資源調査技術推進委員会議長  
プログラムディレクター  
浦 辺 徹 郎

(ワーキンググループの運営)

第1条 次世代海洋資源調査技術推進委員会（以下、「推進委員会」と言う。）・調査検討ワーキンググループ（以下、「WG」と言う。）の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 主査は、推進委員会議長とし、WGの事務を掌理する。

2 主査がWGに出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることができる。

2 WGを欠席する構成員は、主査を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(構成員の退席)

第4条 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

(議事)

第5条 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 WGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 WGは、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

4 WGにおける調整が不調の場合、最終的な判断は主査が内閣府と相談のうえ行う。

(公開)

第6条 WGの会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、WGにおける議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。